

●●● 取調べの可視化を考えるシンポジウム「えん罪を生み出す取調べの実態」 取調べ全過程の録画・録音の早期実現の必要性を確認

●現代の「えん罪被害者」が一堂に

2007年6月6日、日弁連と東京三会主催の取調べの可視化(録画・録音)を考えるシンポジウム「えん罪を生み出す取調べの実態」～ある日突然逮捕されて～が弁護士会館クレオで開かれた。警察のでっち上げが明らかとなり12人全員が無罪となった志布志事件の元被告人ら、3人の女性に対する殺害容疑で死刑を求刑され一審・二審とも無罪となった北方事件の控訴審弁護士、2年以上の服役後に真犯人が現われ検察官が再審請求をした富山事件の被告人、再審請求が認められた(検察官が即時抗告中)布川事件の被告人など、現代の「えん罪被害者」が一堂に会して、取調べの実態を報告するめったにない集会が実現した。

280人席の会場にはあふれんばかりの人が集まり、報道陣も大勢詰めかけ、テレビカメラが20台も入る盛況であった。

●生々しい取調べの実態

親族の名前を一人ずつ書いた紙を足下において「踏み絵」ならぬ「踏み字」を強制された人、否認しているのはお前だけ、否認していればいつまでも牢屋に閉じこめておく、しゃべれば直ぐに出られると自白を迫られた人、一度でいいから自白してくれと被疑者に土下座した刑事の存在等々、脅しや甘言のほかあらゆる手段を尽くして自白を迫った志布志事件、捜査官が無理矢理上申書を作成した北方事件、当初自白と否認を繰り返した被疑者に対し自白を翻さないように誓約書を書かせ、肩の力を抜けと指示したうえ、警察官が手を添えて現場の見取り図を書かせるなどした富山事件など、各事件の当事者が生々しい取調べの状況を語った。

●取調べの可視化が必要

報告のあと、志布志事件を現地で何度も取材した漫画「家裁の人」の原作者毛利甚八さんも加わってのパネルディ



スカッションでは、このような事件が起きた背景や警察官の意識にも踏み込んだ議論がなされたうえで、いずれの事件でも、取調べ過程が録画・録音されていれば自白の強要は防止可能であったこと、日本における検証不能な密室での取調べこそ刑事手続きの病根であること、取調べの全過程が録画・録音されることによって密室での違法な取調べ・自白強要が一掃され、公判における自白の任意性をめぐる不毛な争いがなくなることなどが確認された。

●国会での状況

集会には、自民党3名、共産党1名、社民党1名の国会議員も参加してそれぞれの立場から意見表明を行なった。民主党、公明党を含めて、自民党を除くすべての政党は、取調べ可視化に賛成の立場であり、自民党でもこれらの「えん罪被害」を受けて、可視化が必要であると明言する議員も出るようになり、捜査過程の見直しの議論は高まっている。

このシンポを機に、さらに可視化実現の取り組みを強化していきたいと考えている。

(刑事弁護委員会委員長 前田 裕司)

●●● シンポジウム「離婚後300日問題」を考える—民法772条・父子推定をめぐって— “子の福祉”の観点から早期救済・問題解決への取り組みを

●シンポジウム開催の趣旨

2007年6月8日、弁護士会館5階502号室において、東京弁護士会両性の平等に関する委員会主催によるシンポジウム「離婚後300日問題」を考える—民法772条・父子推定をめぐって—が開催された。

離婚後300日以内に出生した子の父を母の前夫と推定する民法772条の嫡出推定規定について、妥当性を問う声が高まっている。この規定は、子の福祉のために誰が父親かを明確にするための規定であるが、かえって子の利益を害する場合が生じている。出生届出が遅れることにより戸籍のない子も少なからず存在する。本年5月7日に、法務省通達によって離婚後懐胎については救済の可能性が認められたが、この通達によって救済されるのは約1割にすぎない。そこで、救済の範囲を拡大すべく本シンポジウムが開催された。

●基調報告

道あゆみ委員により、ある事例をもとに具体的に説明がなされた。前夫を父親としない戸籍を作るためには、嫡出否認や親子関係不存在など裁判手続をとる必要があるが、これらの手続は時間やコストがかかり、当事者にとっては負担である。この問題を解決するために、当委員会として、当面、以下のような救済措置を講じるべきことの提言がなされた。

- 1 離婚等の婚姻解消後に出生した子どもについては、父親欄空欄の出生届及び戸籍の記載を認める。



- 2 子の出生時、子の母親が再婚している場合には、その夫を父とする出生届及び戸籍の記載を認める。

●問題提起

この問題の当事者の方から、自己の体験談をもとに、離婚前妊娠が不倫の助長につながるという意見に対する疑問および離婚前妊娠についても救済の必要性がある旨が訴えられた。次に、棚村政行氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）から、どうすれば子が幸せになるかという観点から、離婚日から300日以内に生まれた子であっても、前夫の子でないことが明らかな場合には、例外的取扱を認めるべきことが提案された。また、坂本洋子氏（mネット・民法改正情報ネットワーク共同代表）から、本年2月25日に離婚後300日父子推定110番を実施した結果、今後出産予定の女性が多数おり、生まれてくる子ども達のためにも、早期救済の方法を検討すべきことが主張された。最後に、丸谷佳織氏（衆議院議員）から、公明党プロジェクトチームの座長として、再婚禁止期間の短縮も含めた法律案要綱の仮案を作成し本問題に取り組んできた経緯および現在の国会での動向の説明がなされたうえ、法務省通達に加え救済の対象を広げるべき活動を今後も続けていくという力強い主張がなされた。

●パネルディスカッション

樋口由美子委員をコーディネーターに、各パネリスト（棚村氏、坂本氏、丸谷氏）が会場からのアンケートに回答する方式で、それぞれの立場から、説得力ある議論がなされた。

●今後

準備期間は短かったが、内容的に非常に充実したシンポジウムとなり、参加者からのアンケートでも、本シンポジウムを積極的に評価する意見が多かった。当委員会として、今後も、本問題の解決に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

（両性の平等に関する委員会委員 折井 純）